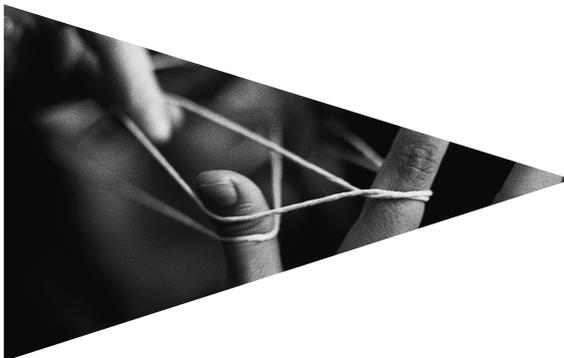


August 2008



Newsletter

海外子会社配当の益金不算入制度の導入可能性

- 導入の背景
- 外国税額控除制度と国外所得免除制度との比較
- 海外持株会社の活用に与える影響

海外子会社配当の益金不算入制度の導入可能性

1. 導入の背景

昨今、日本企業の海外進出は活発化の一途を辿っており、特に税率の低い海外で利益を増やしている企業の多くは、利益を日本国内に配当せずに海外に留保する傾向がみられ、海外での内部留保額が急増しています。これは、海外子会社の利益を日本に配当すると、高い水準にある日本の税率約 41%で課税されることにあります。経済産業省の調査によると、2007 年 3 月期末には 17.2 兆円の利益が海外子会社に内部留保されています。

日本経済新聞の 2008 年 8 月 17 日付(朝刊)の記事及び経済産業省のプレスリリースによると、経済産業省は 25%以上を 6ヶ月以上保有する海外子会社からの受取配当¹に対し、外国税額控除制度から、ドイツやフランスが採用する「国外所得免除制度」(海外子会社配当の益金不算入制度)への税制改革を検討しており、2009 年度税制改正での実現に向け、有識者・関係業界等との間で前向きな議論が行われているとのことです。

なお、イギリスにおいても、国外源泉所得課税制度見直しの一環として日本と同様に海外子会社からの受取配当について国外所得免除制度への移行が検討されており、併せてタックスヘイブン税制の見直し²や後述する譲渡益課税措置も見直しの対象となっています。当初 2009 年からの導入が見込まれていましたが、産業界の反対や見直しによる税収減を考慮して適用時期は延期される見通しです。直近の発表では見直しを検討していた事項の一部はさらに修正されるとのことであり、産業界に配慮した改正案が策定されると考えられます。

2. 外国税額控除制度と国外所得免除制度との比較

現行税制では、海外子会社からの配当は日本で課税され、外国税額控除制度により法人税額から海外子会社がその所在地国で支払った税額が控除されます。そのため、日本で配当を収受する限りは連結実効税率が日本の税率約 41%を下回することは原則としてありません。なお、この外国税額控除制度は、海外子会社及び海外孫会社からの配当にのみ適用が可能です。一方、国外所得免除制度の場合、海外子会社からの配当については日本で課税されずに子会社所在地国で課税が完結するため、図 1 のように子会社所在地国の税率に応じて連結実効税率が 41%より低下することとなります。

図 1 国外所得免除制度の効果 (出所:筆者作成)

| | 外国税額控除制度 | | | | 国外所得免除方式 | | | |
|------|----------|-------|-------|------|----------|-------|-------|-----|
| | 日本親会社 | 海外子会社 | 連結消去 | 連結 | 日本親会社 | 海外子会社 | 連結消去 | 連結 |
| 営業利益 | 200 | 200 | | 400 | 200 | 200 | | 400 |
| 受取配当 | 200 | | △ 200 | 0 | 164 | | △ 164 | 0 |
| 配当免税 | | | | 0 | △ 164 | | 164 | 0 |
| 課税所得 | 400 | 200 | △ 200 | 400 | 200 | 200 | 0 | 400 |
| 法人税等 | 160 | 36 | | 196 | 80 | 36 | | 116 |
| 税額控除 | △ 36 | | | △ 36 | | | | 0 |
| 納付税額 | 124 | 36 | | 160 | 80 | 36 | | 116 |
| 支払配当 | | 164 | △ 164 | 0 | | 164 | △ 164 | 0 |
| 法人税率 | 40% | 18% | | 40% | 40% | 18% | | 29% |

¹ 国内で益金不算入とされる受取配当の額を、配当額の一定割合とする等の案が検討されています。

² タックスヘイブン税制適用対象の判定を、日本のような個々の法人ベースから、米国のようは所得の種類をベースにして行うことが検討されています。

(注) 国外所得免除方式について、簡便的に海外子会社からの配当の全額が益金不算入になると仮定、また、配当源泉税及びタックスヘイブン税制の影響については考慮していません。

日本のタックスヘイブン税制は、日本での配当課税を避けるために軽課税国(実効税率 25%以下)に所在する子会社等が利益を留保している場合に、当該留保利益について日本の親会社で課税することとしており、日本企業によるアウトバウンド投資に際しては重要な検討事項となっていました。この点において、経済産業省のプレスリリースでは詳細な記載はなかったものの、改正により日本での配当が益金不算入となる場合には、タックスヘイブン対策税制の見直しも行われる可能性があります。その場合、益金不算入制度を「濫用」して租税回避を図るようなスキームの抑止措置として運用される可能性も考えられます。

その他、現行のイギリス税制においては、国外配当は免税とされていませんが、実質的株式持分免税制度(Substantial Shareholding Exemption)があり、一定の要件を満たす場合、イギリス企業グループが、イギリス国内及び国外関連会社株式を譲渡した場合におけるキャピタルゲインについては免税とされています。なお、今回の経済産業省の要望事項はあくまで配当のみを対象としており、国外関連会社株式の譲渡益免税にまで踏み込んだものではない点に留意が必要です(国内関連会社株式の譲渡益まで免税としているイギリスと異なり、日本では国内の関連会社株式を譲渡した場合には当然課税されることから、譲渡益免税のハードルは配当免税よりも高いと考えられます)。

3. 海外持株会社の活用にも与える影響

国外所得免除制度が導入されると、日本親会社が受け取る海外子会社からの配当が課税されないため、特に日本国内での資金需要がある場合には、海外持株会社を利用して国外に利益をとどめ置こうとする誘因は減少すると考えられます。しかし、海外持株会社は税務コスト削減の目的でのみ設立されるものではなく、持株会社に地域統括機能やサプライチェーンマネジメント機能(マーケティング・集中購買・子会社や顧客への直接販売等の事業)を付加し、持株機能と地域経営管理機能を包含した地域統括持株会社として活用しているケースも多く、今後も日本企業の国外投資のストラクチャーとして利用されると思われます。国外所得免除制度の導入により海外持株会社の役割にどのような変化が生じるのか、今後注目されるところで

以上

この記事についてのお問い合わせは、下記の者までお気軽にお問い合わせください。

西田 宏之 Tel. (03-3506-2026) E-mail. hiroyuki.nishida@jp.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーレスト・アンド・ヤングについて

アーレスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザー・サービスなどの分野における世界的なリーディングファームです。

全世界の13万人の構成員は、共通の価値観に基づいて、品質に対して徹底した責任を果します。

私どもは、クライアント、構成員、そして一般の社会を支援し、皆様の可能性を実現するプラスの変化を創造します。

詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

「アーレスト アンド ヤング」とは、アーレスト アンド ヤング グローバル リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル組織を指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。

アーレスト アンド ヤング グローバル リミテッドは、英国の有限責任保証会社であり、顧客サービスは提供していません。

新日本アーレストアンドヤング税理士法人について

新日本アーレストアンドヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントのベストパートナーとして、質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに対応すべく、税務コンサルティングの分野を超えて、財務コンサルティング、コーポレートファイナンスサービス、M&Aコンサルティング並びにコンプライアンス等の分野に関しても、スペシャリスト集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくはwww.eytax.jpにて紹介しています

www.eytax.jp

© 2008 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.